

重要事項説明書の補足事項

AIG損害保険株式会社

この補足事項では、こども総合保険、普通傷害保険、自転車総合保険 団体契約加入者用「重要事項説明書」において  マークを記載した事項およびその他ご留意いただきたい事項についてご説明しています。重要事項説明書とあわせてご確認ください。

1. 事故が起きた場合の手続

- (1) 保険金をお支払いする事故が発生した場合は、30日以内に取扱代理店・扱者または弊社までご連絡ください。正当な理由なくご通知がない場合や、知っている事実を告げなかつた場合または事実と異なることを告げた場合には、それによって弊社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることができます。
- (2) 賠償責任に対する補償（特約）をセットしたご契約で、賠償事故の際、被害者（事故の相手方）から損害賠償請求を受けた、または訴訟となった場合は、直ちにご連絡ください。あらかじめ弊社の承認を得ないで、損害賠償責任の全部または一部を承認した場合は、保険金の全部または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
- (3) 保険金請求権には時効（3年）がありますので、ご注意ください。
- (4) 保険金を請求する際は、例えば次表のような「保険の約款」に定める書類のうち、弊社が請求した書類を提出していただく必要があります。なお、お支払いする保険金によって必要書類が異なります。

確認の内容	必要書類の例
本人・請求意思の確認	保険金請求書、印鑑証明書など
請求権者であることの確認	戸籍謄本など
保険事故発生の確認	交通事故証明書など
損害額の確認	診断書、治療費領収書など
被保険者であることの確認	健康保険証（写）、住民票など
その他	同意書（医療機関照会用）など

- (5) 弊社では、保険金のご請求手続が完了した日からその日を含めて30日以内に保険金をお支払いすることとしておりますが、「保険の約款」に定める特別な調査などが必要な場合には、これを延長することがあります。詳しくは取扱代理店・扱者または弊社までお問い合わせください。

2. 代理請求人制度

被保険者が保険金を請求できない状態にあり、かつ保険金を受け取るべき代理人（親権者、成年後見人など）がいない場合に、次の①～③の方により保険金を請求いただくことができます。

- ①被保険者と同居または生計を共にする配偶者^(※)
②被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族（①の配偶者^(※)がいない場合は①の配偶者^(※)に保険金を請求できない事情がある場合）
③①以外の配偶者^(※)または②以外の3親等内の親族（①、②の方がいずれもいない場合は①、②の方いずれにも保険金を請求できない事情がある場合）
(※)法律上の配偶者に限ります。

3. 被害者（事故の相手方）の先取特権

賠償責任に対する補償（特約）においては、被害者（事故の相手方）には債権者に優先して、弊社に対して損害賠償額を請求することができる権利（先取特権）があります。

4. 共同保険

ご契約が複数の保険会社による共同保険契約の場合には、幹事保険会社が他の引受保険会社の業務・事務の代理・代行を行います。各引受保険会社は、それぞれの引受け割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

(B-152024 2020-01)